

環境厚生委員会資料

1 条例案

- 第117号議案 使用料及び手数料の額の改定等に関する条例
〔関係分〕 . . . 1

2 予算案

- 第100号議案 令和7年度島根県一般会計補正予算（第3号）
〔関係分〕 . . . 3

3 報告事項

- （1）生活実態を基にした救済等の制度における同性パートナーの取扱いについて . . . 7
- （2）第79回国民スポーツ大会（わた SHIGA 輝く国スポ）について . . . 10
- （3）（仮称）浜田太陽光発電所に係る環境影響評価について . . . 11
- （4）中海・宍道湖ラムサール条約登録20周年記念イベントについて . . . 18
- （5）公共関与産業廃棄物最終処分場「クリーンパークいずも」第4期処分場の整備について . . . 19

令和7年10月1日・2日
環境生活部

【第117号議案】

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例 環境生活部関係分

1. 改正の趣旨

第2期中期財政運営方針に基づき受益者負担の適正化を図るため、労務費や物価の上昇を踏まえた使用料及び手数料の見直しを一斉に実施する。

見直しにあたっては、現行の単価の根拠となっている積算を直近の実績に基づき置き換えて再積算し、5%を超える変動があれば改定する。

なお、指定管理施設の使用料（観覧料、ホール・会議室使用料等）については、人件費、物件費、光熱水費等の上昇率を踏まえて設定した共通の改定率（10%）等に基づき積算する。

2. 改正対象条例、規則

- (1) 島根県立島根県民会館条例
- (2) 島根県立美術館条例
- (3) 島根県芸術文化センター条例
- (4) 島根県立体育施設条例及び島根県立体育施設条例施行規則
- (5) 島根県立武道施設条例及び島根県立武道施設条例施行規則
- (6) 島根県立はつらつ体育館条例
- (7) 島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例

3. 主な改正項目

- (1) 使用料の額の見直し（改定する使用料の主なものを抜粋）

施設名	区 分	改定前	改定後
島根県民会館	大ホール使用料 平日9:00～12:00	32,850円	36,130円
美術館、石見美術館	常設展観覧料（大人）	300円	400円
	常設展観覧料（大学生）	200円	260円
武道館	第一道場（アマチュアスポーツ入場料不徴収の場合） 9:00～17:00 1時間ごと	1,600円	1,760円
水泳プール	25m プール（アマチュアスポーツ入場料不徴収の場合） 夏季期間 貸切1時間ごと	1,680円	1,900円
体育館	アリーナ（アマチュアスポーツ入場料不徴収の場合） 9:00～17:00 1時間ごと	3,360円	3,690円
はつらつ体育館 （健常者利用のみ 料金を徴する施設）	体育室 団体（アマチュアスポーツに使用する場合） 9:00～12:00	2,380円	2,610円
三瓶自然館	観覧料（大学生以上） 企画展開催期間	620円	680円

※利用料金制度を導入している施設の料金については、条例で定める金額の±20%の範囲内で指定管理者が定めるため、実際の料金とは異なる場合がある

- (2) その他項目の新設及び廃止等
 - ・ 石見武道館 体力測定機器使用料の廃止
 - ・ 水泳プール 屋内飛込練習場使用料（1時間ごと560円）の新設
 - ・ はつらつ体育館 体育室個人使用料を県内類似施設と同様の料金区分に変更
 - ・ 三瓶自然館 文言の整理（観覧料区分の変更）

4. 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

ただし、水泳プールの屋内飛込練習場使用料は、令和7年12月1日から施行する。

(参考)

1. 個別の考え方で算定する使用料の改定

(1) 美術館、石見美術館の常設展観覧料

以下を踏まえて共通改定率によらず、他県との比較により改定

- ・近隣県及び全国の公立美術館の観覧料との乖離状況
- ・物価高騰、人件費の増等に伴う展示経費の増

○主な改正項目

区分	改定前	改定後	改定率
常設展観覧料（大人）	300 円	400 円	133%

(2) 水泳プール

プールの個人使用料及び貸切使用料

- ・個人使用料…県内及び近隣県の類似施設との料金バランスを考慮し、据え置き
- ・貸切使用料…水道料金の改定による高騰相当分を加味し、改定率を 13.4% に設定

○主な改正項目

区分	改定前	改定後	改定率
25m プール（アマチュアスポーツ入場料不徴収の場合） 夏季期間 貸切 1 時間ごと	1,680 円	1,900 円	113%

(3) はつらつ体育館

会議室冷暖房使用料

- ・現行単価が端数処理によって H 8 以降据え置かれたため再積算
- ・既設エアコンの消費電力及び現状の電気料金単価をもとに積算
- ・再積算により 1 時間当たり 90 円⇒130 円に見直し

2. 使用料の新設・廃止等

(1) 石見武道館の体力測定機器使用料 廃止

- ・体力測定機器が老朽化で使用不能のため、廃止

(2) 水泳プール

① 屋内飛込練習場 新設

- ・「行政財産の使用料に関する条例」に基づき、建物評価額等を用いて積算
- ・上記積算により 1 時間当たり 560 円で設定

② プールの見学者 廃止

- ・無料の観覧席を設置したことにより、見学者に該当する者がいなくなったため、廃止

(3) はつらつ体育館

体育室個人使用料の料金区分を整理

- ・体育室個人使用料の料金区分を県内類似施設と同様の取扱い（用具使用料を個人使用料に含めて設定）とし、以下のとおり設定
- ・料金区分変更後の額に、共通改定率の 10% を乗じて算定

区分	現行個人使用料	現行用具使用料	新個人使用料
高校生以下	50 円	110 円	170 円
大学生	70 円		190 円
大人	110 円		240 円

3. 三瓶自然館にかかる文言整理

観覧料区分を以下のとおり改正

改正前	改正後
天体運行の投影、全天周映画又は展示物を観覧する場合	自然館の展示物等を観覧する場合
埋没木等を観覧する場合	埋没林公園の埋没木等を観覧する場合

令和7年度島根県一般会計補正予算（第3号）の概要

（令和7年度9月補正）

課別予算額（一般会計）

（単位：千円）

課 名		補正前の額 A	補正額 B	計 A + B
環境生活総務課		358,837	▲ 6,404	352,433
人権同和対策課		289,457	▲ 2,901	286,556
文化国際課		2,153,790	12,846	2,166,636
スポーツ振興課		1,680,541	63,154	1,743,695
島根かみあり国スポ・ 全スポ準備室		507,903	432,525	940,428
自然環境課		942,068	▲ 951	941,117
環境政策課		1,091,393	9,930	1,101,323
廃棄物対策課		209,898	70	209,968
合 計		7,233,887	508,269	7,742,156
	うち一般職給与費	1,073,919	49,340	1,123,259
	うち事業費	6,159,968	458,929	6,618,897

令和7年度9月補正予算 課別事業別一覧（一般会計）

（単位：千円）

課 名 事業名称	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
合 計	7,233,887	508,269	7,742,156	0	0	0	0	0	508,269
環境生活総務課	358,837	▲ 6,404	352,433	0	0	0	0	0	▲ 6,404
一般職給与費	185,821	▲ 6,404	179,417						▲ 6,404
				一般職員 22人 → 21人（7/1時点） ▲ 1人					
人権同和対策課	289,457	▲ 2,901	286,556	0	0	0	0	0	▲ 2,901
一般職給与費	92,228	▲ 2,901	89,327						▲ 2,901
				一般職員 11人 → 11人（7/1時点） ± 0人					
文化国際課	2,153,790	12,846	2,166,636	0	0	0	0	0	12,846
一般職給与費	250,803	3,291	254,094						3,291
				一般職員 31人 → 32人（7/1時点） + 1人					
芸術文化センター事業費	629,389	4,836	634,225						4,836
				指定管理料における労務単価上昇などによる物価上昇への対応として、施設維持管理費について公募額の4%を加算					
島根県民会館事業費	306,681	4,719	311,400						4,719
				指定管理料における労務単価上昇などによる物価上昇への対応として、施設維持管理費について公募額の4%を加算					
スポーツ振興課	1,680,541	63,154	1,743,695	0	0	0	0	0	63,154
一般職給与費	77,146	17,254	94,400						17,254
				一般職員 10人 → 13人（7/1時点） + 3人					
国民スポーツ大会競技力向上対策事業費	858,758	45,900	904,658						45,900
				雲南市及び出雲市で活動予定の女子ソフトボールチームの屋外練習環境の整備支援及び競技活動を行うトップアスリートの支援を実施					
島根かみあり国スポ・全スポ準備室	507,903	432,525	940,428	0	0	0	0	0	432,525
一般職給与費	140,255	32,525	172,780						32,525
				一般職員 19人 → 24人（7/1時点） + 5人					
国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金積立事業費	36,056	400,000	436,056						400,000
				令和12年に島根県で開催を予定している第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会の開催に要する経費（運営費）の財源に充てるため、決算剰余金を活用し基金積立を実施積立額に係る利息は2月補正で要求予定					
自然環境課	942,068	▲ 951	941,117	0	0	0	0	0	▲ 951
一般職給与費	92,694	▲ 4,425	88,269						▲ 4,425
				一般職員 12人 → 12人（7/1時点） ± 0人					
三瓶自然館サヒメル等の施設管理運営事業費	447,883	3,474	451,357						3,474
				指定管理料における労務単価上昇などによる物価上昇への対応として、施設維持管理費について公募額の4%を加算					
環境政策課	1,091,393	9,930	1,101,323	0	0	0	0	0	9,930
一般職給与費	158,960	9,930	168,890						9,930
				一般職員 20人 → 23人（7/1時点） + 3人					
廃棄物対策課	209,898	70	209,968	0	0	0	0	0	70
一般職給与費	76,012	70	76,082						70
				一般職員 10人 → 10人（7/1時点） ± 0人					

成年女子ソフトボールチーム誘致にかかる練習環境整備等への支援について (成年選手の受け皿確保事業)

1 概要

- ・ 以前から三刀屋高校（女子）ソフトボール部と交流のあった、愛知県一宮市に拠点を置く成年女子チーム「シトリン一宮」から、一宮での活動が10年の一区切りを迎えることから、島根県（島根かみあり国スポ時のソフトボールの競技会場地である雲南・出雲エリア）に移転したい旨の提案があった
- ・ 団体競技を一から作り上げることは非常に困難である中で、貴重な提案であり、県ソフトボール協会をはじめ雲南市、出雲市も好意的に受け止め、実現に向け調整
- ・ チームはR8.1に島根に拠点を移し、R8.4より日本女子ソフトボールリーグに参加
- ・ 地元高校生や、県外大学に進学した大学生が入団し、地元で活躍する貴重な受け皿になることにも期待

2 整備内容

練習場の確保【9月補正予算案】

ホシザキ株式会社の敷地内にあるソフトボール場を改修し利用

[補正予算額]

43,900 千円

(内訳)

グラウンドの土の入替・再生 28,717 千円

照明の取換・角度調整 7,300 千円

備品整備等 7,883 千円



トップアスリート支援事業について

1 概要

- ・ 島根かみあり国スポでの天皇杯・皇后杯の獲得に向けては、成年選手の得点割合を高めることが必要であり、成年選手の確保、定着、強化が課題
- ・ 島根県をベースとした場合に、競技目標となる大会等への遠征費用が高額になること等が、選手確保（県内企業への就職）のネック
→ これまでの少年・成年選手の育成・強化事業（想定 36 億円程度）の活用に加え、成年選手の県内企業への就職を加速する新たな取組として、県内企業に就職した成年選手への強化費支援を実施

2 事業内容

(1) 対象者

一定の競技成績を収め、島根県競技力向上対策本部において活躍が期待できると認め、アスリート・ジョブサポートしまねを通じて県内企業に就職(Uターン・Iターン)した選手

(2) 支援額（遠征費や競技用具購入費等の支援）

競技成績要件	支援額
国際規模の競技会等に日本代表選手として出場した者	150 万円/年
全国規模の競技会等において 2 位以上の成績を収めた者	
全国規模の競技会等において入賞するなど、国スポでの入賞が期待される者	100 万円/年

※下半期に雇用された選手は、支援額の 1/2 を上限とする

(3) 対象競技

- ・ 島根かみあり国スポにおいて成年種別のある競技
- ・ ただし、企業チームまたはリーグ参戦しているチームのある競技種別は対象外

(4) 支援方法

島根県競技力向上対策本部から競技団体への補助金を通じて支援

(5) 確保想定人数

R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	計
4	8	31	62	104	119	実人員 119 人
(4)	(4)	(23)	(31)	(42)	(15)	<延べ 328 人>

() 内は当該年度に雇用する人数

(6) 9 月補正予算案

2,000 千円 (1,000 千円×1/2×4 名。下半期の雇用に向けて候補者を探す)

※R 7～R 12 年にかけて本事業で確保想定人数を全員確保できた場合は、3.6 億円程度要する見込。

生活実態を基にした救済等の制度における同性パートナーの取扱いについて

1. 最高裁判決

犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件に係る最高裁判決（令和6年3月26日）

法制度の趣旨に照らせば、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に同性パートナーも含まれ得るとの解釈が示され、個別具体的な事情については更に審理を尽くさせるため、高裁に差戻し

【理由】

- ・ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律における給付金支給制度の目的は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族等の精神的、経済的打撃を早期に軽減し、犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することにある。
- ・ そうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとはいえない。

2. 国の動向

(1) 本判決を受け、内閣官房が各府省庁に対して「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」と同一、又は類似の文言を含む各法令における同性パートナーの取扱いについて検討、その方向性について報告するよう要請

(2) 24の法令について、同性パートナーが「含まれ得る」と整理し公表

（令和7年1月）

※「更なる検討を要する」とされた法令についても個別の制度における解釈・運用における課題もある一方、法令が適用されるか否かの予測可能性を確保する観点から、早期に結論を得ることが望ましいと考え、検討の迅速化を改めて指示

3. 県の対応・方針

- (1) 配偶者を対象としている県制度等について、配偶者に事実婚を含み、上記判旨に鑑み、同性パートナーも対象とすることが相当と考える制度

	項 目	制度所管課
1	島根県犯罪被害者等見舞金	環境生活総務課

【島根県犯罪被害者等見舞金制度の概要】

殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病や精神疾患を負った犯罪被害者に対し、経済的負担の軽減を図るための見舞金を給付

(種類)

- ・遺族見舞金（30万円）

犯罪被害者が死亡した場合

- ・重傷病見舞金（10万円）

療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要する場合

- ・精神療養見舞金（5万円）

療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上労務に服することができない場合

※対象を分かりやすく表記

【島根県犯罪被害者等見舞金給付要領】

(旧)

犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(新)

犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（婚姻の意思及びこれに基づく共同生活の実態がある者をいい、異性間、同性間であることを問わない。）を含む。）

- (2) 県のホームページでの公表時期

令和7年11月1日

最高裁判所判決（令和6年3月26日）抜粋

- ・ 犯罪被害者給付金不支給裁定取消事件に係る最高裁判決（令和6年3月26日）
「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に同性パートナーも含まれ得るとの解釈が示され、個別具体的な事情については更に審理を尽くさせるため、高裁に差戻し

(判旨)

以上のとおり、犯罪被害者等給付金の支給制度は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族等の精神的、経済的打撃を早期に軽減するなどし、もって犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とするものであり、同制度を充実させることが犯罪被害者等基本法による基本的施策の一つとされていること等にも照らせば、犯給法5条1項1号の解釈に当たっては、同制度の上記目的を十分に踏まえる必要があるものというべきである。【原文4(1)】

犯給法5条1項は、犯罪被害者等給付金の支給制度の目的が上記のとおりであることに鑑み、遺族給付金の支給を受けることができる遺族として、犯罪被害者の死亡により精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられる者を掲げたものと解される。そして、同項1号が、括弧書きにおいて、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」を掲げているのも、婚姻の届出をしていないため民法上の配偶者に該当しない者であっても、犯罪被害者との関係や共同生活の実態等に鑑み、事実上婚姻関係と同様の事情にあったといえる場合には、犯罪被害者の死亡により、民法上の配偶者と同様に精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられるからであると解される。しかるところ、そうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとはいえない。そうすると、犯罪被害者と同性の者であることのみをもって「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当しないものとするのは、犯罪被害者等給付金の支給制度の目的を踏まえて遺族給付金の支給を受けることができる遺族を規定した犯給法5条1項1号括弧書きの趣旨に照らして相当でないというべきであり、また、上記の者に犯罪被害者と同性の者が該当し得ると解したとしても、その文理に反するものとはいえない。【原文4(2)】

以上によれば、犯罪被害者と同性の者は、犯給法5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当し得ると解するのが相当である。【原文4(3)】

※法律の改正経過

昭和55年制定

平成13年法律第30号〔第一次改正〕

平成20年法律第15号〔第二次改正〕

裁判長裁判官	林 道晴
裁判官	宇賀克也
裁判官	長嶺安政
裁判官	渡邊恵理子
裁判官	今崎幸彦

第79回国民スポーツ大会（わた SHIGA 輝く国スポ）について

1. 中国ブロック大会の成績

ブロック突破競技・種目 15 競技 37 種目（昨年は、20 競技 38 種目）
（内訳）

成年男子 8 種目（団体 4 種目、個人 4 種目）
成年女子 8 種目（団体 3 種目、個人 5 種目）
少年男子 10 種目（団体 5 種目、個人 5 種目）
少年女子 11 種目（団体 8 種目、個人 3 種目）

2. 本大会への参加状況

（1）わた SHIGA 輝く国スポ日程

会期前実施競技（1 回目） 9 月 6 日（土）～ 9 月 15 日（月）
会期前実施競技（2 回目） 9 月 21 日（日）～ 9 月 25 日（木）
本会期 9 月 28 日（日）～10 月 8 日（水）

（2）派遣人数

311 名（28 競技：選手 267 名、監督 44 名）

3. 本大会における入賞・得点状況（9 月 28 日時点）

競技名	種別	種目	選手名	順位	競技得点
水泳（飛込）	少年男子	飛板飛込	廣富 諒	8 位	1 点
		高飛込	〃	8 位	1 点
自転車	女子	ケイリン	江戸 優	7 位	2 点
トライアスロン	成年女子		山田 梓	6 位	3 点

（参考 1）目標得点、順位

【競技力向上基本計画】 総合得点 1,000 点 総合順位 20 位台
（充実期 R6～R8）

【R7 滋賀国スポ】 総合得点 800 点 総合順位 30 位台

（参考 2）成績の推移（直近 4 大会）

【天皇杯（男女総合）成績】

R1 茨城	R4 栃木	R5 鹿児島	R6 佐賀
40 位 (725 点)	43 位 (680 点)	46 位 (630.5 点)	41 位 (740 点)

(仮称) 浜田太陽光発電所に係る環境影響評価について

1. 事業概要【別紙1参照】

- (1) 事業名：(仮称) 浜田太陽光発電所
- (2) 事業者：PAG Renewables合同会社
- (3) 計画地：島根県浜田市
- (4) 事業種類：太陽電池発電所の設置
- (5) 事業規模：事業用地面積 約155ha（太陽光パネル設置面積 約40ha）
発電所出力 29,900kW
※環境影響評価法対象外（対象：出力3万kW以上）
島根県環境影響評価条例対象（対象：敷地等面積50ha以上）
- (6) 現在の手続き状況：配慮書手続き終了

2. 配慮書に係る審査状況等【別紙2参照】

- (1) 島根県環境影響評価庁内連絡調整会議（令和7年7月30日、事業者説明）
- (2) 第1回島根県環境影響評価技術審査会（令和7年7月30日、事業者説明）
- (3) 関係自治体からの意見提出（浜田市長より令和7年8月19日付け）
- (4) 第2回島根県環境影響評価技術審査会（令和7年9月5日、答申案審議）
- (5) 島根県環境影響評価技術審査会長から知事へ答申（令和7年9月18日）

3. 知事意見【別紙3参照】

専門的な知見はもとより、浜田市長意見及び庁内関係課の意見等を幅広く審議のうえ取りまとめられた島根県環境影響評価技術審査会答申に沿って知事意見を作成し、令和7年9月29日に事業者あて送付した。

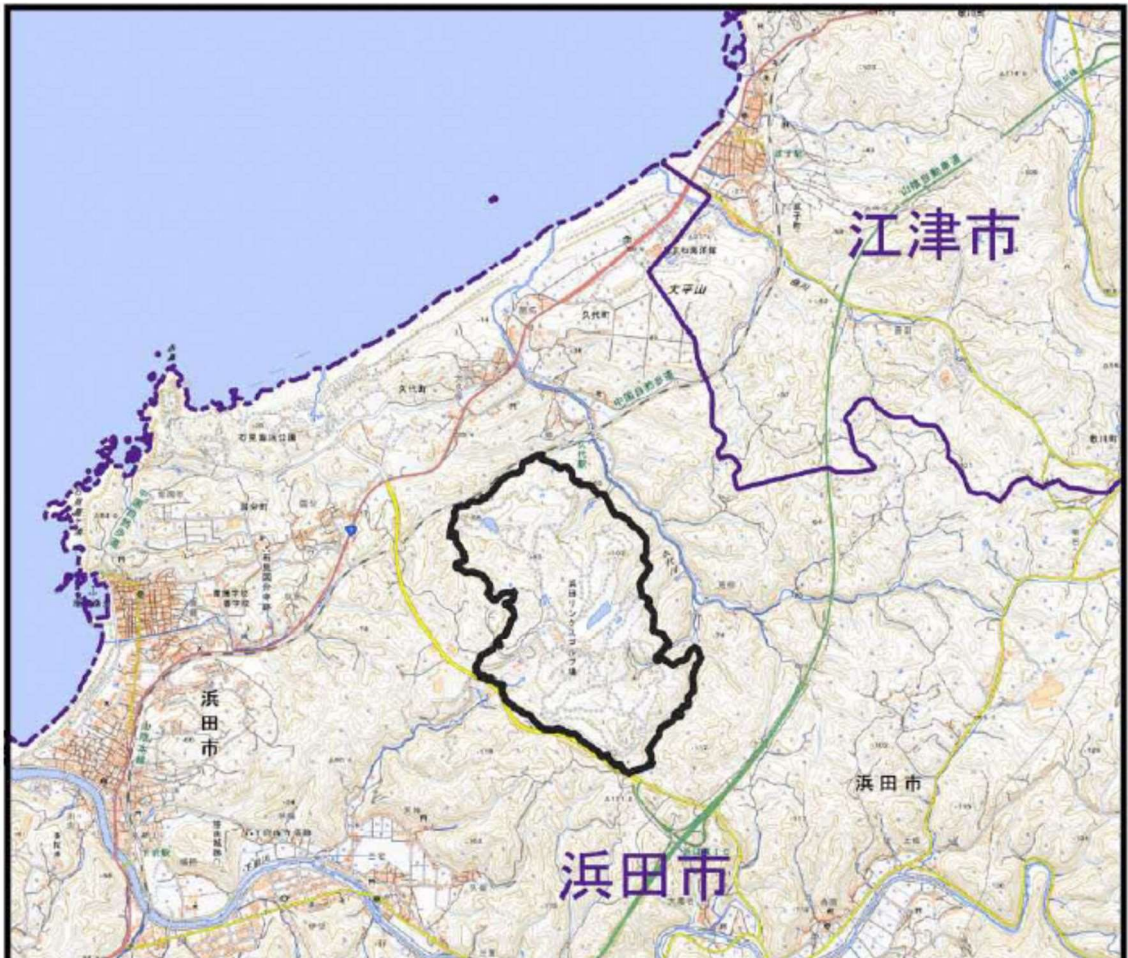
[知事意見のポイント]

- (1) 工事の実施により久代川河口などの自然環境上重要な地域に影響が生じるおそれがあるため、その自然環境の重要性を認識した上で環境影響評価の項目等を選定すること。
- (2) 事業実施想定区域から200mの範囲に存在する福祉施設への騒音やパネル反射光等による影響が懸念されるため、当該福祉施設に十分配慮すること。
- (3) 太陽光パネルの設置により土地の透水係数や雨水の流出係数が変化することにも留意し、調整池その他排水設備は安全側での設計とすること。
- (4) 崩れやすく、自然由来の重金属類等（ヒ素等）が検出されやすい砂礫層が分布しているため、斜面崩落や土砂流出等を誘発しないよう、適切に発電設備の配置等を計画するとともに、工事に伴い発生する土砂等に起因する影響が生じないように配慮すること。
- (5) 反射光による住宅等や動物に対する影響についての適切な調査、予測及び評価に基づき発電設備の配置等を計画すること。

(仮称) 浜田太陽光発電所について

出典：(仮称) 浜田太陽光発電所に係る計画段階環境配慮書

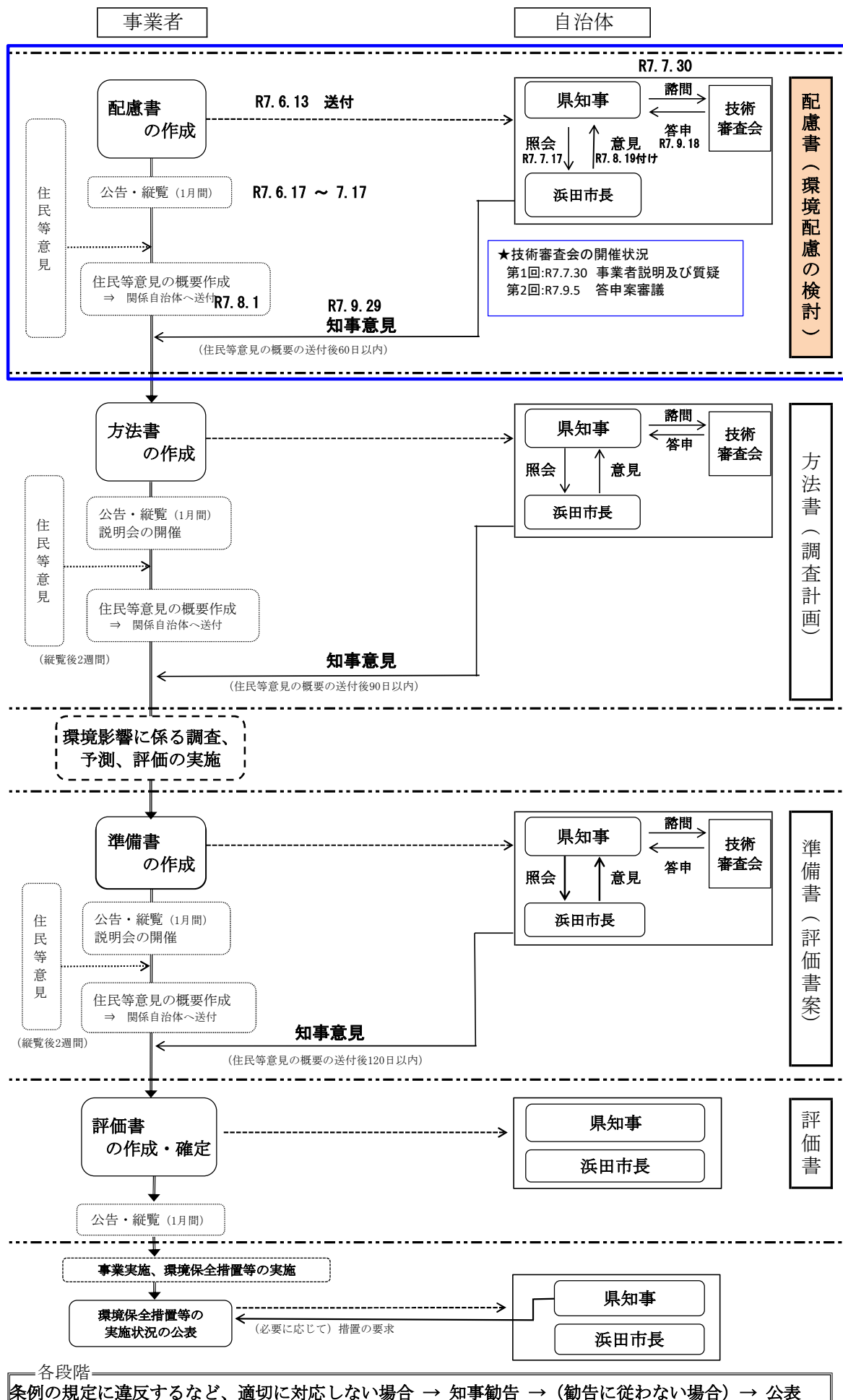
1. 計画地



2. 発電設備の概要

諸元

種類	結晶シリコン系太陽電池
枚数	66,720 枚 (1 枚当たり、660W) (暫定)
総発電出力	最大 29,900kW (交流) 44,035kW (直流) (暫定)



(仮称) 浜田太陽光発電所に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

本事業計画は、島根県浜田市において、出力で 29,900 キロワット、事業実施想定区域面積約 155 ヘクタールの太陽電池発電所の設置を目指すものである。

今回、島根県環境影響評価条例（以下「条例」という。）に基づき送付のあった計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）に対して、環境の保全の見地からの意見を以下のとおり述べる。

なお、本事業に対して浜田市長からは、カーボンニュートラルの推進等に資することが期待される一方で、環境影響も懸念されることから、その回避・低減措置や土地利用の変化に起因する防災対策の検討、地域住民等への配慮を求める旨の意見が提出されている。

1 総括的事項

(1) 事業計画の検討に当たっては、必要に応じて専門家等の助言を得ながら、調査地域の適切な設定と科学的根拠に基づく最新かつ正確な情報を用いた調査を行うこと。調査によって得られた結果に基づく適切な予測及び評価並びに環境保全措置の実施により、環境への負荷を最大限に回避・低減すること。

なお、環境保全措置については、環境への影響の回避・低減を優先し、代償措置を前提とすることがないようにすること。

(2) 環境影響評価を行う過程において、事業計画の変更等により調査の項目及び手法の選定に係る事項に変更が生じた場合は適切に見直しを行い、必要に応じて追加的な調査等を適切に行うこと。

(3) 本事業の事業実施想定区域の多くの部分は久代川の集水区域であり、その河口域は極めて自然度が高い。事業実施想定区域及びその周辺にはこうした自然環境上重要な地域が存在しており、工事の実施により自然環境に影響が生じるおそれがある。また、事業実施想定区域には森林法に基づく保安林があり、事業の実施により、土砂流出防備機能等の低下が生じるおそれもある。一方で、本配慮書においては、工事計画の詳細が検討段階であることを理由に、工事の実施による影響が計画段階配慮事項に選定されていない。

今後の手続きに当たっては、事業実施想定区域及びその周辺地域の自然環境の重要性を十分に認識した上で、太陽電池発電所の設備等の構造・配置、機材搬入路等を含めた具体的な工事計画を明らかにし、環境影響評価の項目の選定や調査、予測及び評価の手法の決定を行うこと。

(4) 今後の手続きに当たっては、広く環境の保全の見地からの意見を求められるよう、条例に基づく環境影響評価図書の縦覧期間終了後も継続して縦覧可能にするなど、積極的な情報発信に努めること。

また、説明会の開催その他効果的な方法により、地域住民等の懸念事項の把握を継続して行うとともに、事業による環境、健康及び生活への影響についての丁寧な説明や要望に応じた改善など誠意を持って対応し、相互理解の促進に努めること。

(5) 事業実施想定区域から 200m の範囲に福祉施設が存在しており、工事用資機材等の搬出入路として想定されている県道 254 号線沿いに位置していることから、工事中の騒音等による環境影響が懸念される。また、発電設備の配置によっては反射光等による影響も懸念される。このため、工事計画を含めた事業計画の検討に当たっては、当該福祉施設に十分配慮すること。

(6) 侵入動物や自然災害等によって太陽光パネルが破損・飛散し、周辺環境に影響が生じるおそれがある。また、雑草繁茂への対策として除草を行う場合、除草剤の使用など、その方法によっては周辺水域の水質や周辺土壌に影響が生じるおそれがある。

施設稼働後の維持管理計画については、これらを念頭に置き、継続的な水質検査等を含む、地域住民等の要望も踏まえた適切な内容を検討すること。

2 個別的事項

(1) 騒音

事業実施想定区域周辺に存在する福祉施設周辺を調査地点とするなど適切に調査を行い、定量的に予測及び評価を行った上で、福祉施設等に配慮した工事計画及び発電設備の配置等とすること。

(2) 水質

工事中及び供用後に発生する土砂や濁水により周辺地域の水環境に重大な影響を及ぼす可能性があることから、近年増加している集中豪雨等の傾向も十分考慮した上で、濁水等による影響の適切な調査、予測及び評価を行うこと。

また、太陽光パネルの設置により土地の透水係数や雨水の流出係数が変化することにも留意し、調整池その他排水設備は安全側での設計とすること。

(3) 地形及び地質・地盤

ア 事業実施想定区域及びその周辺には崩れやすい砂礫層が分布している。工事中及び供用後の土地の改変が斜面崩落や土砂流出等を誘発しないよう、近年増加している集中豪雨等の傾向も十分考慮した上で、適切に発電設備の配置等を計画し、必要に応じて地盤改良等の措置をとること。

イ 事業実施想定区域の北東部及び南部は、土地の掘削や改良時に自然由来の重金属類等（ヒ素等）が検出されやすい砂礫層が分布する地域となっていることから、工事に伴い発生する土砂等に起因する影響が生じないように配慮すること。

（４）反射光

事業実施想定区域の周囲には複数の施設及び住宅等が存在することから、反射光による影響についての適切な調査、予測及び評価に基づき発電設備の配置等を計画すること。

なお、調査内容の検討に当たっては、地域住民等の要望を十分に聞き取り、眺望点や地域住民の日常的な視点場、主要道路といった地点の選定も検討すること。

（５）動物・植物・生態系

ア 事業実施想定区域内及びその周辺には、しまねレッドデータブック掲載種の生息生育情報があり、天然記念物ヤマネなどが生息する可能性もある。本事業による影響が懸念されることから、周辺の河川や海域の水産資源への影響についても留意し、専門家の意見を踏まえた上で適切な調査、予測及び評価を行い、動植物への影響を回避・低減するよう工事中及び供用後における保全対策について十分かつ慎重な検討を行うこと。

イ 動物に対する影響として、太陽光パネルを水面と誤認し、生息する水鳥及び渡り鳥が衝突したり昆虫等が引き寄せられたりするといった可能性がある。また、最新の研究では、コウモリのエコロケーションに影響を与える懸念があることが示されている。このため、専門家の意見や最新の知見等を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行い、対策等について検討すること。

ウ 事業実施想定区域には植生自然度１０に相当する自然植生があるなど、多様な種を維持する生態系の形成において重要な役割を果たす植生が存在している。また、事業用地には、浜田地方で減少が著しいアカマツ林があるとされるが、マツ枯れ等により大きな変化が生じる可能性がある。事業計画の検討に当たっては、事業用地の維持管理の方法を含め、これらの環境への影響を回避・低減するよう留意すること。

エ 太陽光パネル下の草地環境の維持等を目的とした播種に当たっては、専門家等の意見を踏まえ、外来種を使用しないことはもとより、在来種の地域性種苗を選定することに留意し、事業実施想定区域の生態系について配慮した上で適切に実施すること。

(6) 景観

発電設備等の配置の検討にあたっては、専門家や地域住民の意見も踏まえた適切な調査、予測及び評価を行い、周辺景観と調和した事業となるように努めること。

また、眺望点の選定にあたっては、既存資料の確認に加え、必要に応じ地域住民、観光客、施設の利用者等や、関係自治体の意見を聴くなどし、道路及び地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所等についても対象とすること。

(7) 廃棄物等

ア 工事により発生する土砂及び伐採木等の発生量について、可能な限り早期段階において、工事内容に基づく算出もしくは類似事例等から予測するとともに、処理計画について事業実施想定区域及びその周辺への影響を回避・低減するよう慎重に検討すること。

イ 事業に伴い発生する廃棄物については発生抑制やリサイクル等に努め、適正に処理すること。

また、太陽光パネルの選定にあたっては、使用済みとなった際のリユース・リサイクルを考慮すること。

中海・宍道湖ラムサール条約登録20周年記念イベントについて

1. 目 的

宍道湖と中海は、国際的に重要な湿地であるラムサール条約湿地に登録（平成17年11月8日）されてから、今年11月で20周年を迎える。

これを節目として、条約の趣旨である「保全・再生」、「ワイズユース（賢明な利用）」、「交流・学習」について、県民に対してあらためて普及啓発を図るため、鳥取県と連携して記念イベントを開催する。

2. イベントの概要

（1）名 称

「中海・宍道湖ラムサール20周年フェスタ ～わくわく体感DAY～」

（2）開催日時

令和7年11月16日（日）10：00～16：00

（3）会 場

松江テルサ 1階（松江市朝日町）

（4）メインテーマ

「次世代へつなぐ 豊かな恵み」

※島根・鳥取両県の小中学生を中心としたファミリー層を対象とする。

（5）内 容

【ステージイベント】

13：00～15：00 （会場：テルサホール）

- ・宍道湖と中海で活動する子どもたち（宍道湖グリーンパーク、米子水鳥公園）による発表
- ・活動発表した子どもたちと両県知事の質問コーナー
- ・ネルソンズと島根大学 松本一郎教授によるトークコーナー

【会場イベント】

10：00～16：00 （会場：アトリウムシャラ）

- ・ワークショップコーナー
- ・宍道湖・中海の生き物アート作品展示
- ・産品マルシェ
- ・ミニステージショー
- ・無料ふるまい など

公共関与産業廃棄物最終処分場「クリーンパークいずも」 第4期処分場の整備について

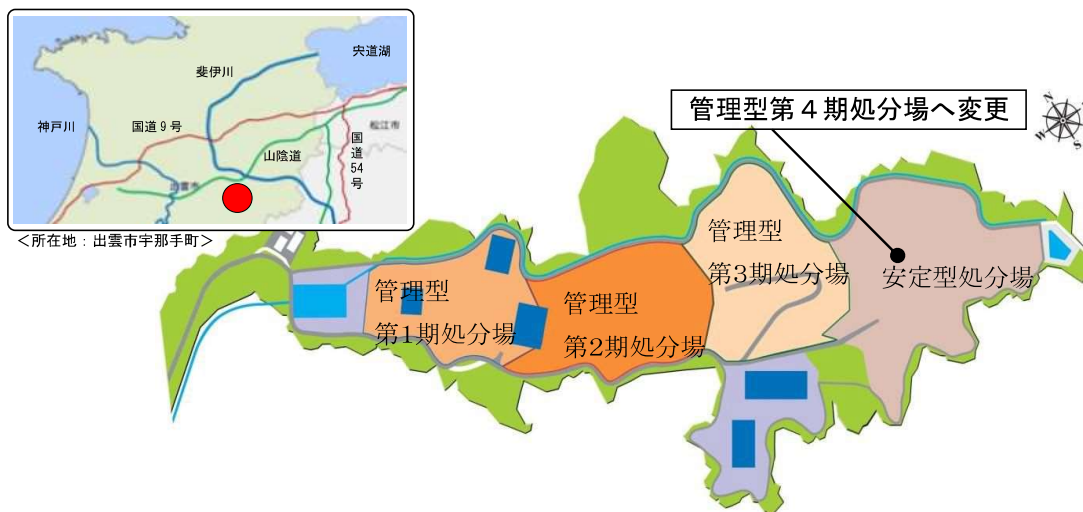
1 施設の状況

- (1) 設置者・運営者 公益財団法人島根県環境管理センター（以下、「財団」という。）
(2) 所在地 出雲市宇那手町
(3) 開 業 平成14年4月
(4) 施設規模等

	処分場	埋立面積	埋立容量	状況
管理型	1・2期	31,900 m ²	740,000 m ³	平成29年3月埋立終了
	3期	39,800 m ²	670,000 m ³	平成29年3月供用開始
安定型	—	40,400 m ²	518,000 m ³	未使用

2 第4期処分場計画の概要

- 令和4年3月、財団が安定型処分場を管理型処分場に変更し、第4期処分場として整備する「基本構想」を策定
- ① 埋立容量 428,000 m³
② 埋立年数 7年～10年
③ 概算工事費 54億円（令和6年度基本設計時点）



3 第3期処分場（平成29年3月供用開始）の埋立進捗状況

- ・ 令和6年度末の進捗率：68.1%（残余容量31.9%）
- ・ 当初は搬入量が搬入計画を大幅に上回っていたが、近年は6%程度で推移

＜埋立の進捗率＞（単位：m³、%）

	H28 (H29.3～)	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
埋立量	5,105	70,250	135,870	201,580	254,096	302,654	337,034	375,194	415,212
年度末進捗率 (年度別進捗率)	0.8 (0.8)	11.5 (10.7)	22.3 (10.8)	33.0 (10.8)	41.7 (8.6)	49.6 (8.0)	55.3 (5.6)	61.5 (6.3)	68.1 (6.6)

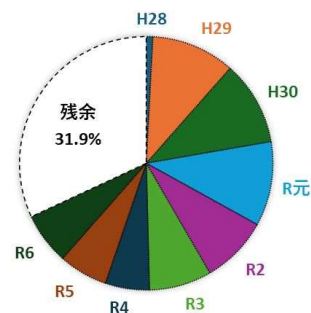
進捗率：廃棄物の埋立可能容量に対する埋立量の割合

＜満杯時期の予測＞

近年と同程度で推移すると、第3処分場の満杯時期は1年程度延びる見込み

計画時：「令和10年末度頃に埋立終了見込み」

現時点：「令和11年度末頃に埋立終了見込み」



4 環境省交付金（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）の状況

- ・令和8年度要望は、6県（継続5県、新規要望は島根県のみ）
- ・環境省の概算要求の状況によると、各県の事情により令和8年度見込額が増加しており、予算確保が厳しい見込み

＜各県の事業スケジュール＞

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
岩手県 R3～R8 (当初計画R3～R6)					
高知県 R4～R9 (当初計画R4～R7)					
宮城県 R6～R9					
茨城県 R6～R11					
鳥取県 R7～R10					
島根県 R8～R10					

5 今後の対応方針

- 環境省交付金の満額確保に向け、第4期処分場整備の工期変更を行う。
(着工を令和9年度に延期し、工期を【R8～R10年度】→【R9～R11年度】に変更)
- その上で、環境省に対し、交付額の満額配分を強く要望する。

＜処分場整備スケジュール＞

項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
調査・測量・設計							
(変更前) 処分場整備			環境省交付金対象年度				
(変更後) 処分場整備				環境省交付金対象年度			
周辺対策事業							

＜財団経営上の効果＞

- ・環境省交付金により、必要な財源を確保する。
- ・工期変更（延期）により、整備前により多くの自己資金を確保し、借入金にかかる利子負担の軽減を図る。

【参考資料】第4期処分場整備に対する支援について

1 県に対する財政支援の要望（令和4年10月3日）

(1) 財団からの要望内容

- ① 施設整備費への支援
- ② 金融機関からの借りに係る損失補償
- ③ 地元理解を得るための周辺対策への支援

(2) 県の対応

「クリーンパークいずも」は、県内唯一の公共関与最終処分場として、廃棄物の適正処理と地域産業の振興に貢献しており、引き続き確保する必要があるため、支援策を検討する。

2 支援策の検討内容（第3期処分場を例に）

(1) 施設整備費への支援

- ・国庫補助「課題対応型産業廃棄物処理施設運営支援事業」（環境省）に伴う補助
 ※ 国の補助は、補助率1/4、都道府県の補助額が上限と定まっている。
- ・概算工事費 54億円（令和6年度基本設計時点）

5,400 百万円		
【補助対象】 4,900 百万円		【補助対象外】（消費税等） 500 百万円
環境省補助金（1/4） 1,225 百万円	財団（1/2） 自己資金＋借入金 2,450 百万円	財団 自己資金＋借入金 500 百万円
島根県補助金（1/4） 1,225 百万円		

(2) 金融機関からの借りに係る損失補償

- ・財団が金融機関から借り入れる額に対して償還期限までに返済できなかった場合、元金、利子及び遅延利息に相当する額を県が負担する契約
- ・損失補償契約には、債務負担行為として議決を受ける必要がある。

(3) 地元理解を得るための周辺対策への支援

- ・財団が地元自治会等からの事業同意を取得する段階で受け付けた要望について、県がその要望内容を踏まえ、財団が行う周辺対策を支援

＜第4期処分場整備における周辺対策への支援＞

（内容）第3期整備時と同様、周辺道路、河川水路、地域振興についての要望に対し、財団が行う周辺対策を支援

（期間）令和7年度から令和11年度